

浅草寺病院だより

2023年
【冬号】

2023年1月23日発行
社会福祉法人浅草寺病院
東京都台東区浅草2-30-17
☎ 03-3841-3330

理念

観音さまの大慈悲のみこころにそって、
思いやりの精神のもとにあたためたい医療を提供します。



新年を迎えて

病院長 黒田忠英

あけましておめでとうございます。2023年のお正月を迎え、病院の窓から見える浅草寺の境内には初詣を楽しむ参拝者や、海外からの観光客の方々の姿が多く見受けられます。本堂へお参りしようと、仲見世には久しぶりに長蛇の列ができ、宝蔵門を越えてもなお続いていた。浅草の街にも久しぶりに活気が戻り、“3年間続いたコロナも終息したのかな？”と錯覚するような光景でした。もちろん完全にコロナ前に戻ったという訳ではありません。参拝する人々の口元は、色とりどりのマスクで覆われ、境内に響き渡る賑やかな声も聞こえず、皆、このコロナ禍で始まったルールを守り、マスク越しでの適度な会話で初詣、浅草観光を楽しんでいるように見えました。昨年とは違ったこの光景を見て、ウィズコロナも次のフェーズに入ったのだと実感した新年となりました。コロナウィルスが世界を席捲した3年前に比べ、今のコロナウィルス(オミクロン株など)は比較的症状の軽い方が多く、以前のように発症すれば皆肺炎という状況ではなくなってきているのも確かです。しかし、感染力は決して弱まっておらず、病院、家庭、人々が集まる環境の中にひとたびウィルスが入り込むと、すぐにクラスターになってしまう、気の抜けない状況であることに変わりはありません。24時間365日マスクを付け続けるわけにはいきませんし、誰とも会わず一人での生活をしていくこともできません。だからこそ“飛沫感染、接触感染等どのような場面に危険が潜んでいるのか”、“危険な状況とはどのようなことなのか”をよく理解し、考えながら所々でマスクの着用や手洗いうがいなどを励行し、しっかりした感染対策を日々行いながら日常生活を送っていく必要があるのではないのでしょうか。コロナとの長い戦いには日本中の人々が疲れ果てていると思います。“もうコロナもインフルエンザと同じになったからマスクをしなくていい”ということでは決してないと思います。インフルエンザも感染症であり、本来は防御すべき疾患だと思います。コロナウィルスを体験したことによって、改めて感染症というものの恐ろしさを実感したのではないのでしょうか。我々は、ウィズコロナのネクストフェーズとして、感染症を恐れるだけではなく、日常生活を取り戻していくためにも、どこに感染のリスクが潜んでいるかを一人ひとりがよく考え、適切なタイミングで適切な感染対策を継続していくことこそ、世界とは違う日本のウィズコロナではないかと思います。そして、お正月の光景をみても、日本人の多くがコロナとの適切な付き合い方を身につけ、日常の生活を少しずつ取り戻しつつあると実感しました。来年のお正月には、コロナとの付き合い方も、もう少し楽になっていることを願っています。

2022年4月から当院勤務し、内科特に循環器内科が専門です。当院では長い間、循環器専門診療を行う常勤医が不在でした。そのためできることから一つ一つ行っていけたらと考えております。その一つに患者さん教育があります。循環器疾患は患者さんが簡単に想像可能なすぐ命にかかわる怖い病気も含め様々ありますが、重篤な疾患になるべくならないように予防や日々の診療治療が大切です。診療は外来診察室や病棟のみで終了ではありません。例えば、高血圧では家庭血圧測定が学会ガイドラインという手引きでも重要視されています。患者さんが日々血圧手帳をつけ、食事運動に留意し、体重測定をした上で、充実した質の高い診療を受けるということが、特に専門医が重要視している循環器診療であり、よくご理解いただければと思います。自分の健康なのに他人事ではよくなるものもよくなりません。自身の健康をよく理解し、どのようなことが病気の対応に重要なのかを患者さん、ご家族が主体的に理解し、さらには実践できるようにすることが、患者さん、ご家族の健康維持に役立ちます。そのために全力で向き合いサポートします。★血圧手帳をつけましょう、そして、★外来受診前で待っている間に、観音様の前の自動血圧計で血圧を測定(最低2回)し手帳とともに診察室にご持参ください。その上でその先の質の高い診療を受けましょう。健康のことで何かありましたら複数受診相談ください。前向きに病気に立ち向かっていけるよう当院各種スタッフと協力し診療させていただきます。

先生方で患者さんの精査、入院目的や循環器内科外来併診希望時など、また患者さんの当院近隣への転居ありましたらご紹介下さい。よろしくお願いいたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

医事課

昨今、受付窓口でもご質問いただくことが増えてまいりましたが、昨年10月、現行の健康保険証を2024年の秋に廃止し、マイナンバーカードへ一体化した形に切り替えると政府より発表がありました。

切り替えた場合、患者様のメリットとして引越し・結婚・転職などの際に、新しい健康保険証の発行を待たずにマイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できるようになります。

また、病院側で診療情報や処方記録、特定健診等の結果を確認できるようになることで、お薬手帳を忘れた場合や、初めて診察を受ける病院だとしても適切な医療を受けやすくなります。

当院としても導入に向けて準備を進めており、令和5年4月からの稼働を目指しております。

4月以降で患者様にご協力いただく点としましては、受付にてマイナンバーカードの読み取りと顔認証付きカードリーダーによる認証を行っていただく必要がございます。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来通り健康保険証をご提示いただく事で保険資格を確認できますので、マイナンバーカードをお持ちでないといって病院にかかれぬといった事はございませんので、ご安心ください。

ご不明点等ございましたら、お気軽に受付スタッフへお問い合わせください。これからも患者様のご要望に答えるべく、受付一同取り組んでいく所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。